

令和6年第3回喬木村議会定例会一般質問

令和6年9月17日 午前9時00分開議

会場： 喬木村役場 議場

順序	氏 名	質 問 事 項
1	後藤 澄壽	○高齢者の居場所について ○遊休農地活用の現状と課題および、後継者のいない農地に対する方針について
2	櫻井 登	○喬木村の「地域計画」が及ぼす今後の村の農業の変容について ○「村のPR」をもっと上手くするにはどうすれば良いかについて

令和 6 年 8 月 28 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤章人 殿

喬木村議会議員 後藤澄壽

質 問 事 項 1	高齢者の居場所について
質 問 の 趣 旨	一人暮らしの高齢者も村内で 240 人を超えており、こうした高齢者を孤立させないで、社会とのつながりを保つための高齢者の多様な居場所をつくっておくことが大切だと思う。高齢者の居場所の現状と課題について質したい。
質 問 要 旨 と 質 問	1-1 高齢者の居場所の現状について (1) 高齢者の居場所の現状は、どのようになっているか。 1-2 高齢者の居場所の課題について (1) 高齢者の居場所にはどのような課題があり、それに対してどのような方針があるか。

質 問 事 項 2	遊休農地活用の現状と課題および、後継者のない農地に対する方針について
質 問 の 趣 旨	遊休農地が増加しており、また後継者のない農地も増加している。 遊休農地活用の現状と課題、また今後さらに増加することが予想される後継者のない農地に対する方針を質したい。
質問の要旨と質問	2-1 遊休農地活用の現状について (1) 遊休農地の現状と、その活用の現状はどのようなになっているか。 2-2 遊休農地活用の課題について (1) 遊休農地活用にはどのような課題があり、それに対してどのような方針があるか。 2-3 後継者のない農地に対する方針について (1) 後継者のない農地に対しては、どのような方針があるか。

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議員 櫻井 登

質 問 事 項 1	喬木村の「地域計画」が及ぼす今後の村の農業の変容について
質 問 の 趣 旨	「農業経営基盤強化促進法」などが一部改正され「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化された。 「地域計画」の策定主体は市町村であり、その推進にあたり、村の取組みを伺う。
質 問 要 旨 と 質 問	1-1 農業経営基盤強化促進法が改正され、令和5年4月から、地域農業における「人・農地プラン」が「地域計画」に変わり、「目標地図」の作成が義務化された。 「地域計画」は、同基盤法第19条により、令和7年3月末日までに策定することが法定化となった。 当村の「地域計画」における「協議の場」の結果公表、並びに「目標地図」の縦覧など、農業者はじめ、農業関係者等への周知が義務付けられている。 関連して、利用権設定の廃止に伴い、中間管理機構が出し手と受け手の一切を引き受けることになったが、「利用権設定」の手続きを経てお借りしている農業者の立場として、非常に関心を

	持っていたが、未だに話もなく、村の動きが見えて来ない。 「地域計画」は市町村に委ねられているが、あと半年の猶予期間しかない中で、今後の具体的なスケジュールなど、今までの進捗状況を含めて、説明を求めたい。 1-2 前出の質問を踏まえたうえで「人・農地プラン」では、高齢者や農業者の減少、遊休農地や荒廃農地の拡大など、地域の農地が適切に利用されていない懸念があることから、農地利用や農地の集約化への取組みを加速化することが喫緊の課題となっている。そうした経緯から「農業経営基盤強化促進法」など、一部が改正され、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化された。地域での協議により目指すべき将来の農業や農地の利用の姿を明確化し実現する。「地域の農地を誰に託し、どう守っていくのか」或いは「地域の農村環境をどのように保全・管理していくのか」ということを地域で協議（合議）し、目指す将来の農業や農地利用の姿を明確化するとともに、実現すべく地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、中間管理機構を活用し農地の集約化・集積化を進めることとされた。 「集約化・集積化」を進め、地域内外から企業体による大規模農業を展開する担い手を決める」それが本来の「地域計画」の一番の狙いとは思われるが、当村のような中山間地域の現状農業の在り方と、大規模企業体による大型農業を行う場合とは「地域計画」の位置づけは極めてギャップが大きすぎる。 従って、集落営農を推進することが当村における「地域計画」に適すると考えるが、村はどのように考えているのか。2021. 3. 26 付け公開データを基に最適な営農の姿をお示し頂きたい。 1-3「地域計画」は、地域の農業形態を変えるばかりか、それ以前に周知をしなければならない。農業者や農業関係者には、地域の協議の場の結果公表や「目標地図」の2週間の縦覧が義務付けられているので知る機会は一応あるが、一般住民に対しての周知はどうするのか。 私たちの将来の食糧はどうなるのか。と大変心配し、悲痛とも聞こえる声を上げている。
--	--

	「地域計画」が法定化されたことは、「食料・農業・農村基本法」の改正とともに、全国的に農村の在り方が大きく変容することにつながり、法定化による消費者への影響は、十分考えられる。 「知らなかった」と言われることがないように、地域社会への何らかの周知が必要と考えるが、「食料・農業・農村基本法」の改正と併せて、生産者のみならず、消費者にも分かり易くお伝えする必要があると考える。村の見解をお訊きしたい。
質 問 事 項 2	「村のPR」をもっと上手くするにはどうすれば良いかについて
質 問 の 趣 旨	「PRが足りていない」「PRヘタ」その様な指摘がある。 村の「PR」の現状、及び今後について村の見解はどのようなか。
質 問 要 旨 と 質 問	2-1 村のHPや情報誌たかぎの内容は、住民サービスの一環として申し分ないと思います。しかし、「村をPR（広報）」する（村外の方々向けに）という視点では、いかがかと思う。 「PRが足りていない」「PRヘタ」と見られてしまう、その様な指摘がある。 「喬木村の情報をもっと欲しい方々に十分な情報をお届けできれば」と考えるが、先方様の想いを察すれば、「PR上手」は必須であると思われる。 村の「PR」に関して、現状、及び今後について、村の見解はどのようなか。お訊ねしたい。 2-2 「村を知る」は、他所の自治体を知ることによって、初めて分かることでもある。 村の「PR」は、住民には情報伝達（手段）としては勿論のこと、村外の方々向けには大変重要な情報提供（広報）となる。 今は近い将来の高速交通網によって、喬木村が大きく羽ばたく絶好の飛翔のタイミング。「PR上手」は村に欠かせない。

	今回、社会文教常任委員会の視察研修先の2つの自治体を知り、それぞれの自治体につき事前の資料作りで感じたことは、HP等以外も含めて、その情報量の多さに圧倒された。 さすがに全国的な知名度の高い自治体だけあって『子育て支援』政策のアピールが「断然上手い」「政策が年次的に充実されている」「先駆的な取り組みが豊富」等々、まさに一朝一夕にはできない積み重ねであり、住民との協働の成果であることを覚えた。このことは現地での見聞によりその実感は一段と増した。 その上で「喬木村のアピールポイント」では「何」が必要かということ。まずは、「政策の強み」を前面に押し出せる「中身」が必要ではないか。また「独自性」の高い「ブランド力」のある「コンセプト」も必要。それらは住民との「協働・結束」等によって培われ、やがて「結果」に結び付き、好循環が繰り返される。 言葉を借りれば「あつまる・つながる・やってみる」の取り組みであった。誰彼問わず、偶然に居合わせた住民同士の会話から始まる。そんな自然体から政策につながるものが一つひとつ増えていく。考えに及びもしなかったが感動した。 視察研修のもう一つの成果として「学びは活かす」。真摯に捉え「良きことは見倣う」。「村のPR」の検討を「村民を巻き込む」意気込みで始めて見てはいかががかと提案したい。 村での「あつまる・つながる・やってみる」を実践しませんか。村の見解をお訊きしたい。
--	--